

## 関東森林管理局入札等監視員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成22年3月23日)

開催日及び場所		平成22年1月19日(火) 関東森林管理局2階第3小会議室				
委員		淵上勇次郎(委員長・高崎商科大学学長) 石井彰慈(高崎商科大学教授) 高田敏明(弁護士) 松岡 正(群馬県立農林大学校教授)				
審議対象期間		平成21年7月1日～9月30日				
審議対象案件		397 件	うち、1者応札案件 32 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2 件			
抽出案件		100 件 (抽出率 25.2%)	うち、1者応札案件 12 件 (抽出率 37.5%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		42 件	うち 1者応札 9 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし	
			工事希望型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
	随意契約		1 件	うち、1者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
	業務	一般競争		30 件	うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型競争		該当なし	
			簡易公募型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし	
			簡易公募型プロポーザル		該当なし	
			標準型プロポーザル		該当なし	
	その他の随意契約		該当なし			
	物品・役務等	一般競争		27 件	うち、1者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争		該当なし		
随意契約(企画競争・公募)		該当なし				
随意契約(その他)		該当なし				
(特記事項)						
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問			回答等		
	1 継続工事の案件で、後の工事の方が落札率が上がっているものがあるが、補正等の工事について、第一工事の発注の時に第二工事が発注されることが予測できるか。  2 造林と生産の総合評価落札方式が導入されたと聞いたが、金額は1千万円くらいか、金額は今後変わらないのか。			1 補正予算は5月頃に動きが出てきたが、前の工事の発注時点から、近々に継続工事の発注見込みがあると業者が判断したかどうかは分かりかねる。  2 1千万円である。始まったばかりなのでまだ評価する段階にはないと思っている。		

<p>3 一般競争入札の導入により競争性が確保されてくる中で、価格競争のみでいくと最終的には業者の経営困難ということを起こしかねない。他方、技術要件などに関しては中小企業では大手に対抗できない弱さがあるとすれば、総合評価落札方式のあり方を考えなければと思うがその研究は進めているのか。</p> <p>4 低入札の案件で、何かチェックリストのようなもので項目をチェックして、現場にフィードバックするような良い方法がないかと思うがどうか。</p> <p>5 低入札の企業は、毎回同じような傾向をもっているのか。</p> <p>6 デフレが進行しているが、積算する際の金額が変わってくると思うが、その辺はどのような整理になっているか。</p> <p>7 公共事業費が2割近く削減されている状況であるが、契約件数、金額が減少するなかで、別のエリアからの参入者を増やしていくと競争が激しくなり低入札に拍車をかけるのではないか。</p> <p>8 政府が25%の炭酸ガスの削減を打ち出したが、森林の整備によって吸収可能な分としての予算化はされてくるのか。</p> <p>9 応札者の数が1の場合の「特別な競争参加資格」というのがあがるが、造林関係で一者応札が多いところがある。こういったものは解消される見込みがあるのか。 一者応札が問題になっているが、協同組合が受注しているものについては、一者応札から外すべきではないか。</p> <p>10 収穫調査業務について、■■■■と▲▲▲▲が入札し、1回目と2回目以降で順位が入れ替わり■■■■が中心に取っているものがあるがなぜか。</p> <p>熱心な御審議をいただいた。 入札関連業務が公正かつ適正に行われているということで、すべての案件はご承認いただいた。 なお、制度的に改善する余地もありそうだと思うことなので、更に研究を重ねていきたいと思う。</p>	<p>3 総合評価方式は、その企業が持っている技術というものを提案していただき、技術力を活かしていくという観点で加点をする。安全対策等も評価の一つである。 造林・生産については、導入されたばかりなので見直すべき点が出てくるかどうかも踏まえやっていくものと思う。</p> <p>4 低入札の特別重点調査については、相当詳細な調査をしている。普通の低入札についても調査をオープンにすることになっている。引き続き研究をしていかなるを得ない問題である。</p> <p>5 造林や生産の他地域から参入してきた業者というのは、まずは獲得することを目指すことから比較的的低入札で入ってきている。それに対抗して地元の業者も頑張って落札率を低くしているという状況もあり、一概にはいえない。</p> <p>6 積算は物価版というのがあり、年1回8月に改正していることから、積算は適正にされていると思う。</p> <p>7 国全体の公共事業はここ数年来3%縮減できている。今回の概算決定では国の公共事業は18%くらい縮減になっていることからパイは減る傾向にあるが、補完する部分として制度としての雇用対策を検討しているとのことなので注視していかなければと思っている。</p> <p>8 京都議定書の第一約束期間はもう始まっていて、日本は1990年比で6%のCO2削減義務を負っている。そのうち3.8%までが森林吸収でカウントできるところであるが、ポスト京都については今議論しているところなので、不透明な情勢である。 公共事業が縮減する中で、来年度予算案でも森林施業の集約化や林業の担い手の育成といった予算は計上されている。様々なツールで吸収源対策としての森林整備をしっかりやっというのが政府の方針なので、そういった形で進めていきたいと思っている。</p> <p>9 林業事業体の成り立ちにかなり密接に関連している。経営の近代化、合理化等を図るため中小企業等協同組合法による事業協同組合などを組織してきた経緯があり、協同組合化、協業化が進んでいるところが一者応札が出やすい状態になっている。 ご指摘の点は、独禁法の適用除外というところで制度的には位置づけられていると思う。</p> <p>10 順位が変わったのは分からない部分であるが、収穫調査は、「国有林野の管理経営に関する法律」というのがあり、そこで指定調査機関というのが定まっており、現在3者ある。もともと■■■■の1者で▲▲▲▲が後から参入してきたという経緯があるので、もともと競争力があるということだと思う。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>